

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から53年9月まで
② 昭和62年10月及び同年11月

母親が国民年金制度発足当初から加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた関係で、私も20歳前から集金人に加入を勧められていました。20歳になるのを待って加入手続をしてもらい、それ以降、母親と一緒に国民年金保険料を納めてくれていたのに、記録では昭和53年9月まで未納となっていました。結婚後は納付等を妻に任せてきましたが、ずっと集金人に保険料を納付していたのに、厚生年金保険の資格取得直前の2か月が未納になっていることも疑問に思います。社会保険事務所で、53年10月に付加保険料の申出をしていることや11月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることなど説明を受けましたが、私も母親もその時に手続をした記憶がありません。

20歳の時に別の国民年金手帳の払出しを受けて、保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を申し立てます。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、市町村役場保管の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳の記載内容で、厚生年金保険への切替手続が適切に行われたことが確認できる。

また、昭和53年10月から62年9月まで、付加保険料も含めて国民年金保険料を納付していた状況から考えると、申立期間②の2か月のみが納付されていないと考えるのは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月17日に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうか

がわせる事情も見当たらず、その時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間である。

また、申立人自身は国民年金への加入及び保険料の納付に関与しておらず、一緒に納付していたとする母親の記憶もあいまいで、確かな供述が得られないことから、申立期間①当時の国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年4月まで

社会保険庁の記録によると、昭和52年4月から54年4月までの期間が未納となっているが、私は46年11月に国民年金に任意加入し、54年5月に厚生年金保険に加入するまで集金人に保険料を払っていた。当時の集金方法や集金人の名前もはっきりと記憶しており、納付していたことに間違いないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前の任意加入期間の国民年金保険料については、義母と一緒に納付されており、義母の国民年金保険料の納付期間終了後も申立人の保険料は納付されていることが確認できることから、申立人は、申立期間についても保険料を納付する意思があったものと推認できる。

また、申立人は申立期間当時の集金方法や集金人の名前を明確に記憶しており、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間については、住所、家庭事情、経済状態、集金方法などの変更事項も認められず、申立人が保険料を納付できないとする事情はうかがえないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月1日から38年5月1日まで
② 昭和41年7月1日から45年7月23日まで

平成16年に年金記録を確認した時、A事業所を退職後、脱退手当金を受け取っていると言われましたが、私は請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間の脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金が請求されている最終事業所のオンラインに記録されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は、123名中9名であることを踏まえると、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は申立期間の間にある厚生年金保険被保険者期間の事業所を退職してから間もなくして国民年金に加入しているとともに、脱退手当金が支給されたとされる昭和46年3月22日においても国民年金保険料を納付しており、申立期間②以後60歳まで国民年金保険料を完納していることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間が未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と724円相違しているが、その要因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 から 46 年 3 月 まで

私の家は商売をしていたので、事務をしていた姉が国民年金保険料を納付していた。両親は厳格な人で、国の決めたことは間違いないと言って保険料を払っていた。当時一緒に納付していた両親、姉は未納期間が無く、私の記録が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の姉は、自治会が保険料の集金を行っていたので、申立人の分の保険料も両親及び姉自身の分と一緒に納付していたとしているが、申立人の国民年金への加入手続及び具体的な納付状況についての記憶は曖昧であり、両親も既に亡くなっているため、申立期間当時の加入手続及び納付の状況は明らかでない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月3日に払い出されており、払出日からすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、ほかに、別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年から25年まで
② 昭和27年から28年まで

私は、申立期間①についてはA事業所において個人事業所の売上げ、仕入れの記帳業務に携わっていた。申立期間②についてはB事業所で会計をしていた。

申立期間について、厚生年金保険料を控除されているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は無い。念のため、類似名称のC事業所の厚生年金保険新規適用年月日を見ると、申立期間後の昭和27年9月1日となっており、所在地も相違するほか、申立期間当時は営業していない上、C事業所に係る社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿でも、申立人の加入記録は確認できない。

また、申立期間②について、D県に所在するB事業所と同一名称の事業所の存在について社会保険庁のオンライン記録を検索したところ、最も早く厚生年金保険に新規適用されたものでも昭和35年4月15日に適用された事業所であり、しかも、当該事業所は、現存する申立期間当時の組織表(従業員の氏名が書かれた名簿)に申立人の名前は無いと回答している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和26年6月16日から28年4月10日まで、他の事業所であるE事業所の厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

なお、申立人が供述する同僚名からだけでは個人を特定できず、両申立期間に係る供述等を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月24日から同年6月24日まで
② 昭和33年4月1日から同年8月1日まで

私は、17歳の時、申立期間①について、A事業所に勤務し、健康保険証をもらった覚えがあることから厚生年金保険に加入していたことに相違ない。また、申立期間②について、B事業所においては、昭和32年4月1日から34年3月1日まで継続して勤務していたが厚生年金保険の記録では、申立期間が未加入とされている。途中で退職し、再就職した覚えは無い。証拠となる書類は無いが、申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の同僚二人からの供述により短期間勤務していたことは推認できるものの、当該同僚二人はA事業所について、「入社後3か月ほどは試用期間が設けられていて、その間は厚生年金保険への加入及び保険料控除についてはなかったと思う。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚についても、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所保管の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、A事業所の後継企業であるC事業所は、申立期間における関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の保険料控除については不明と回答している。

申立期間②について、申立人は、途中退職したことはないと主張しているが、当時の人事担当者は「申立人については、一度病気で辞めたが優秀なので無理

を言って来てもらった。当時は人手が足りず新規採用以外に何人かそのようなお願いをして来てもらった。」と供述している。

また、社会保険事務所保管の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険の被保険者名簿においては、申立人と同じように一度厚生年金保険被保険者資格を喪失し、再度取得している者が5人存在する上、同名簿の申立人の備考欄には、昭和34年3月1日の厚生年金保険の資格喪失に伴い、健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

さらに、当該事業所は、申立期間における関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の保険料控除は不明と回答しており、現在連絡のとれる当時の同僚からも申立期間における申立人の保険料控除に関する有力な供述は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から34年1月6日まで
社会保険事務所に厚生年金保険加入期間の照会申出書を提出したところ、A事業所で勤務した期間について加入期間が無いとの回答であった。昭和31年12月1日からA事業所に運転手として勤務し、毎月、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に関する記憶、当該事業所への入社経緯及び同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間までは確認できない。

また、当該事業所は昭和33年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業所自体も廃業され、37年から当該事業所の業務を引き継いだ事業所においても、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料は保存されていない。

さらに、申立期間当時における当該事業所の事業主の連絡先が不明で供述が得られず、同僚等からも申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる有力な供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所保管の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人と同時期に同じ仕事内容で勤務していた同僚の当該事業所における厚生年金保険加入記録も確認できない。

なお、現在連絡が可能な当時の同僚3人に照会したところ、入社後数か月は保険に加入していない期間があった旨の回答があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。